

# 申込資格

共通申込資格の全ての資格を有し、さらに申し込む区分（単身者向け・世帯向け）の条件を満たすこと。また、特定目的住宅（高齢者等向け住宅・車いす住宅・シルバーハウジング）に申し込む場合は、さらに特定目的ごとの条件を満たすこと。

【共通申込資格】 一下記の（１）～（５）の全ての資格を満たすこと。

- （１）市町村に納入すべき税及び納入金を滞納していないこと。 ※ 世帯全員が対象です。
- ・今年転入された方は転入前の市町村、市外に在住の方は現住の市町村の税及び納入金。
- （２）持ち家がなく、現に住宅に困窮していること。
- 現在、持ち家のある方や、公営住宅の名義人の方は、原則として申し込みできません。
- ・持ち家を手放す場合や、取り壊す場合には申し込みできますが、資格審査の際に不動産の媒介契約書、競売開始の証明書等を提出していただきます。また、入居指定日から3ヶ月以内に持ち家でなくなったことを証明する登記簿謄本、または滅失証明書等を提出していただきます。
  - ・なお、資格審査の際に不動産の媒介契約書、競売開始の証明書等を提出できなければ失格となります。
- （３）月額所得額が 158,000 円以下であること。ただし、一定の要件に該当する世帯は金額の条件が緩和されます。（詳細は5～8ページ参照）
- （４）入居指定日に入居すること。
- （５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない方。（詳細は16ページ参照）

【単身向け住宅の条件】 一共通申込資格、さらに（7）～（9）の全てを満たすこと。

- （6）現に戸籍上の配偶者がいないこと及び同居できる家族がいないこと。 （※ 注）
- （7）自炊が可能な程度の健康状態で、独立して日常生活を営めること。
- （8）下記の①～⑧のいずれかに該当すること。
- ① 60歳以上の方
  - ② 身体障害者手帳(1～4級)、精神障害者手帳(1～3級)、または療育手帳を交付されている方
  - ③ 戦傷病者として認定されている方
  - ④ 原子爆弾による被爆者
  - ⑤ 海外からの引揚者で5年を経過していない方
  - ⑥ ハンセン病療養所に入所していた方
  - ⑦ 生活保護を受けている方
  - ⑧ 配偶者からの暴力の被害者で一時保護、または保護が終了した日から5年を経過していない方  
または裁判所に申立をし、保護命令が発令された日から5年を経過していない方

**【世帯向け住宅の条件】** 一共通申込資格、さらに（9）を満たすこと。

（9）夫婦、または親子を主体とした家族で入居すること。（内縁関係の方、婚約者を含む）

- ・ 戸籍上の配偶者がいる場合、配偶者と共に入居すること。（※注）
- ・ 内縁関係とは、現在同一住所で、住民票の続柄が未届けの夫（妻）となっており、戸籍上で他に婚姻関係がないこと。
- ・ 婚約中の方は、入居指定日から3ヶ月以内に入籍すること。

※ 家族を不自然に分割、統合して申し込むことはできません。その場合は失格となります。

**【高齢者等世帯向け住宅の条件】** 一共通申込資格、世帯向け資格、さらに（10）を満たすこと。

（10）下記の①～⑦のいずれかに該当すること。

- ① 申込者が60歳以上の方で、同居者のいずれもが60歳以上、または18歳未満
- ② 申込者または同居者のいずれかが60歳以上の方であり、かつ同居者が申込者の配偶者のみであること、または同居者が申込者の配偶者及び18歳未満の方であること
- ③ 身体障害者手帳（1～4級）、精神障害者手帳（1～2級）、または療育手帳を交付されている方
- ④ 戦傷病者として認定されている方
- ⑤ 原子爆弾による被爆者
- ⑥ 海外からの引揚者で5年を経過していない方
- ⑦ ハンセン病療養所に入所していた方

**【車いす住宅の条件】** 一共通申込資格、世帯向け資格、さらに（11）を満たすこと。

（11）下記の①・②のいずれかに該当する方が、日常生活において車いすを使用することが常態化していること。

- ① 身体障害者手帳（1～4級）を交付されている方
- ② 戦傷病者として認定されている方

※ 入居後に入居資格を満たさなくなったときは、住宅を明渡していただくこととなりますので、申し込む際はご注意ください。

**【シルバーハウジングの条件】** 一共通申込資格、単身向け資格（6）と（7）又は世帯向け資格、さらに（12）を満たすこと。

（12）下記の①～③のいずれかに該当すること。

- ① 60歳以上の単身者
- ② 60歳以上のみの世帯
- ③ 夫婦のいずれか一方が60歳以上の世帯

※ 自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下等が認められ、または高齢のため独立して生活するには不安があると認められる世帯が優先されます。

**（※注）**

・離婚が成立していなく、離婚調停中の方は、資格審査時に離婚調停中であることの証明書（裁判所または、弁護士が証明したものに限る）を提出していただきます。また、入居指定日から3ヶ月以内に離婚後の戸籍全部事項証明（戸籍謄本）を提出していただきます。